

令和5年6月29日

会員 各位

全国中小企業団体中央会

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

この度、標記に関し、厚生労働省職業安定局長より、本会宛てに、別紙の通り周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。